

都市計画道路見直し方針【中間報告 その2】

意見集計表及び市の考え方

期間 平成24年11月21日～12月20日 意見書の提出:計 40件

意見の内容	件数
中間報告その2に対する意見	
3・4・2号由比ガ浜関谷線B区間の廃止 意見番号 1,2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,17,18,19,20	20 件
3・4・2号由比ガ浜関谷線の廃止 21,22,23	3 件
3・4・2号由比ガ浜関谷線B区間の変更または廃止 39	1 件
3・4・2号由比ガ浜関谷線B区間を整備すべき 40	1 件
由比ガ浜関谷線A区間の廃止 1,20,24,25	4 件
3・4・3号横浜鎌倉線、3・4・2号由比ガ浜関谷線C区間を整備すべき 26	1 件
都市計画道路については慎重に検討すべき 32,33	2 件
都市計画道路の廃止 35,36	2 件
中間報告その2編集に難あり 37	1 件
その他意見	
電線類地中化 2,25,30	3 件
ソフト対策重視 2,3,10,20,21,24,27,28	8 件
委員会新設 29	1 件
緑・景観保全 2,3,4,5,6,7,8,9,10,11,12,13,14,15,16,20,22,25,27,30,31,35,36,37,39	25 件
買い上げ要望 34	1 件
市道への要望 38	1 件
合計	74 件

(重複あり)

メール 17件
FAX 16件
窓口 3件
郵送 4件

市の考え方
「由比ガ浜関谷線又は由比ガ浜関谷線B区間の廃止又は存続を望む。」とのご意見については、次のような段階的な見直し作業を行う※1との考え方などから「存続・変更・追加・廃止」といった方向性の判断は、今回の見直しではA区間、C区間を存続とし、B区間は「保留」としました。次の段階では、今後予定している都市マスタープランや交通マスタープランの改定等において、改めて広く市民の皆さんの意見を聞きながら、交通問題の解決に向けて体系的かつ重点的な検討を行うこととします。ご理解のほどよろしく願いいたします。 ※1「都市計画道路の見直し方針中間報告その1」P1参照
【段階的な見直し作業の進め方】 今回の見直し ①今回の見直しは、都市計画決定後、整備の長期未着手路線等における長期間にわたる建築制限に対して、廃止や存続などの判断を早期に実施する必要があることから、既に都市計画決定されている路線の必要性等について平成19年に策定した「基本的な考え方」に基づき整理することを主な作業としています。 ② 必要性が低い路線については、将来交通需要予測を行い廃止した場合の周辺路線への交通量の影響等を判定し、廃止が可能な路線については早期に廃止の手続きを進めます。また、存続とした区間については、建築制限の緩和を検討します。 ③ 由比ガ浜関谷線については、路線全体としては都市の骨格をなす幹線であり、廃止した場合に主に影響を受ける関連道路へ渋滞の影響が及び、また、災害対策上も重要性を有する路線ですが、一方で特にB区間は歴史的風土や緑地保全に直接的に重大な影響を及ぼすといった大きな課題があることから、今回は「保留」としました。 ④ このまま結論へ至るまで検討を続けるといった選択肢もありますが、これまでの長期間にわたる建築制限に対する早期解除や緩和など、権利者への配慮を優先すべきと判断しました。また、由比ガ浜関谷線につきましては、現在のところ事業化の予定はありません。今後さらに検討を進めていきたいと考えています。 ⑤ そのようなことから、今回は問題点を整理し、B区間の廃止や地下式などの形式及びルート等の変更など解決に向けた方向性を示し、今後の見直し作業に活かすこととしました。
次回以降の見直し ① 都市計画道路のあり方等の見直しについては、今回の見直し作業だけに留まらず、今後の都市を取り巻く状況の変化や目指すべき将来都市像を踏まえた確に行っていくます。 ② 改めて都市マスタープランの改定において、広く市民の意見を聞きながら、交通問題の解決に向けて体系的かつ重点的な検討を行います。 ③ また、より具体的な施策の検討を進めるため交通マスタープランの改定においてもさらに検討を進めます。 ④ 現在検討中の交通需要管理施策の展開など、流入抑制策による車両の流入量の減少を見極める必要もあります。 ⑤ 由比ガ浜関谷線B区間につきましては、今後の見直し作業で次の点に留意し検討していきます。 ・ 現計画では、世界文化遺産登録予定地の歴史的風土、史跡、緑地に与える影響が大きく、重要性を有する緑地保全に多大な影響を与えるため、考えられる方向性としての廃止、若しくは形式及びルート変更に関すること。 ・ 当路線が国道1号と国道134号を直接結び連絡する根幹的な路線であり、かつ、広域的な役割を担う路線であるため、県の広域計画等との調整及び対応。 ・ 東日本大震災等の教訓を生かした新たな防災対策、復興まちづくり対策等の検討、及び目指すべき将来都市像への対応。
3・4・2号由比ガ浜関谷線は、国道1号と海岸線の3・5・1号国道134号線を結ぶ鎌倉縦貫道的な重要な幹線と考えていますが、ステップ2の検証項目の整理では、A～C区間のうちA区間は、(13)地形・地物との整合の項目では「低」の評価していますが、全13項目のトータルでは「必要性中(比較的必要性が高い路線)」となり、ステップ3,4での廃止の検討の対象外としています。しかし、江ノ電との交差処理や景観重要建築物を通過するなどの問題点があるため、線形の変更などを長期的に検討していきます。 また、A区間については、長谷大町線、藤沢鎌倉線へ接続するなど交通ネットワーク上重要な役割があり、これまでも地元権利者の協力により、一部区間(280m)を整備し、供用を開始しております。
3・4・3号横浜鎌倉線、3・4・2号由比ガ浜関谷線C区間については、ステップ3での見直しの方向性を「存続」としております。但し、今後道路管理者により新しい道路構造令が定められるため、新しい規定に適合するか否かの検証を行い、幅員の変更の必要性などを含め長期的に検討することとしています。
本市では、平成19年に「鎌倉市都市計画道路の見直しの基本的な考え方」を策定し、現状での都市計画道路計画に関して個別路線毎の検証作業を進めてきました。 今回の見直しは、都市計画決定後、整備の長期未着手路線等における長期間にわたる建築制限に対して、廃止や存続などの判断を早期に実施する必要があることから、既に都市計画決定されている路線の必要性等について、この「基本的な考え方」に基づき整理することを主な作業としています。 中間報告その1で発表しているステップ2や本報告の中で実施しているステップ3,4では、「歴史的風土・緑地保全・景観」からの視点も含め検証を行いました。また、保留とした路線、長期的検討とした路線については、本見直し以降の各種マスタープランの見直し等の中で慎重に検討を続けていく予定です。
都市計画道路は、都市活動の維持や良好な市街地形成を図るため今後も整備を進めていく必要があると考えており、現在でも大船立体事業(小袋谷跨線橋架け替え工事、県施工)などを進めています。 しかし、本市においては、当初の都市計画決定から長年事業化されていない都市計画道路も多く、その間の社会状況の変化から、必要性にも変化が生じているものと考えられます。そこで、必要性の低いものについて検証することを目的に今回の見直し作業を実施しております。
今回の見直しは、都市計画決定後、整備の長期未着手路線等における長期間にわたる建築制限に対して、廃止や存続などの判断を早期に実施する必要があることなどから、検討を進めているものです。既に都市計画決定されている路線の必要性等については、平成19年に策定した「基本的な考え方」や、昨年報告した中間報告その1を公表し、段階ごとに市民意見を募集し、また、都市計画審議会の意見を聞きながら進めてきたところです。 頂いたご意見を参考に、極力読みやすい紙面づくりを工夫してまいります。
国の無電柱化推進計画に基づき、現在、電線類の地中化事業の中で、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、都市災害の防止等の観点から、順次電線類の地中化に取り組んでおります。具体的には、小町通りの電線類地中化事業に取り組んでいるところです。
交通渋滞に対し、市内への流入車両を減ずる施策は、有効な手段の一つと考えています。現在、市では、交通需要管理施策等ソフト面での検討も並行して進めているところです。今後、ソフト的な施策の進展による流入量の変化なども見極めていく必要があると考えています。
本市では、都市計画法に基づき設置した都市計画審議会や、緑・交通・景観・まちづくりなどの分野ごとに審議会等が設置され、審議内容なども公開されております。 また、現在の鎌倉市都市マスタープランは、案の段階から市民参加によりマスタープランの策定を行っており、今後予定している都市マスタープランの改訂時にも、同様に市民との協働による作業を行いたいと考えています。 ご意見で例示された事項などは、都市マスタープランや交通マスタープランの改訂等において、改めて広く市民の皆さんの意見を聞きながら、検討を行う予定です。
鎌倉市では、広町・台峯・常盤山の3大緑地を始めとして緑保全に取り組んでおります。鎌倉市の行政計画である都市マスタープランや緑の基本計画、及び景観計画などにより、緑保全又は景観保全の方向性を位置付けており、それらに基づいて、施策を展開しています。 今後も、これらの取り組みを進めてまいりたいと考えております。 ステップ2の見直し作業において、「歴史的風土」「緑地保全」「景観に与える影響」の3項目を含めた13項目により必要性の検証を行いました。
都市計画道路については、都市計画の手続きの中で事業が認可された後に事業用地の取得を行ってまいります。
六地藏から市役所へ続く市道(市道008-000号線)については、都市計画道路ではないため、今回の都市計画道路の見直しとは直接関係はありませんが、ご要望は市の交通管理者へ伝えます。